

伊豆の国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則をここに公布する。

令和元年6月28日

伊豆の国市長 小野 登志子

伊豆の国市規則第4号

伊豆の国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊豆の国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（平成31年伊豆の国市条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(抑制区域)

第3条 条例第7条第2項で定める区域は、別表に掲げる区域とする。

(届出)

第4条 条例第9条第1項の規定による届出は、様式第1号による再生可能エネルギー発電事業届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 様式第2号による事業計画書
- (2) 様式第3号による事業区域等状況調書
- (3) 様式第4号による地域住民等説明報告書
- (4) 事業区域内の土地の登記事項証明書の写し
- (5) 様式第5号による維持管理に関する計画書
- (6) 様式第6号による撤去及び処分に関する計画書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 条例第9条第2項の規定による変更の届出は、様式第7号による再生可能エネルギー発電事業変更届出書に前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行うものとする。

3 事業者は、前2項の届出について正副2通を作成し、市長に提出しなければならない。

(同意の通知)

第5条 市長は、条例第10条第1項及び同条第2項の規定による同意の可否を決定したときは、様式第8号による再生可能エネルギー発電事業(変更)同意通知書又は様式第9号による再生可能エネルギー発電事業(変更)不同意通知書により当該事業者へ通知するものとする。

(工事に係る着手等の届出)

第6条 条例第11条の規定による届出は、様式第10号による工事(着手・中止・再開・完了)届出書により行うものとする。

2 条例第11条第1号の規定により、工事に着手するときは、様式第11号による標識を現場の出入口に掲げなければならない。

(工事完了の確認)

第7条 市長は、条例第11条第4号の規定により、工事の完了の届出があったときは、現場を確認させた後、様式第12号による工事完了確認通知書により事業者へ通知するものとする。

(事業の承継)

第8条 条例第12条の規定による届出は、様式第13号による事業承継届出書により行うものとする。

(維持管理に関する報告)

第9条 条例第13条の規定による報告は、様式第14号による再生可能エネルギー発電設備等状況報告書により行うものとする。

(事業廃止の届出)

第10条 条例第14条の規定による届出は、様式第15号による再生可能エネルギー発電事業廃止届により行うものとする。

(身分証明書)

第11条 条例第16条第2項の証明書は、様式第16号による身分証明書とする。

(指導、助言及び勧告)

第12条 条例第17条第1項の規定による指導又は助言は、様式第17号による指導・助言通知書により行うものとする。

2 条例第17条第2項の規定による勧告は、様式第18号による勧告書により行うものとする。

3 指導、助言及び勧告を受けた事業者は、通知された内容に適合するに至ったと

きは、様式第19号による指導・助言・勧告事項回答書により市長に回答しなければならない。

(公表)

第13条 条例第18条第1項の規定による公表は、伊豆の国市公告式条例（平成17年伊豆の国市条例第3号）に定める掲示場における掲示その他適当と認められる方法により行うものとする。

(意見を述べる機会)

第14条 条例第18条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、様式第20号による意見を述べる機会の付与通知書により行うものとする。

2 事業者は、前項の規定により意見を述べる機会を与えられ、意見を述べるときは、様式第21号による公表に関する意見書により行うものとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。